

不法投棄や野外焼却は禁止されています

■不法投棄は犯罪です！

事業活動に伴って排出される産業廃棄物はもちろんのこと、日々の生活から出る一般廃棄物であっても、廃棄物をみだりに捨てることは法律により禁止されています。

これに違反して廃棄物を捨てた場合には、**5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金(又はこの併科)**が科せられ、未遂も罰せられます。また、法人等がその業務に関し産業廃棄物又は一般廃棄物を不法投棄した場合には、法人に対し**3億円以下の罰金**が科せられます。

また、不法投棄を目的として廃棄物の収集又は運搬をした場合には、**3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金(又はこの併科)**が科せられます。

不法投棄事件・検挙事例

建築解体業者によるコンクリート片などの不法投棄

建築解体業を営むA業者が従業員に指示し、店舗解体に伴って排出された産業廃棄物であるコンクリート片など約228トンを山林に不法投棄したため、A業者・従業員および山林の土地提供者など11名が検挙された。

石油精製業者による硫酸ピッチの不法投棄

石油精製業を営むB業者の所長Cが従業員に指示し、廃油の精製により排出された産業廃棄物である硫酸ピッチ入りドラム缶約2,000本分を山林に不法投棄した。この不法投棄により、所長C・従業員および山林の土地の斡旋者計8名が検挙され、うち、6名が懲役刑などの有罪判決を受けた。

■野外焼却は禁止されています！

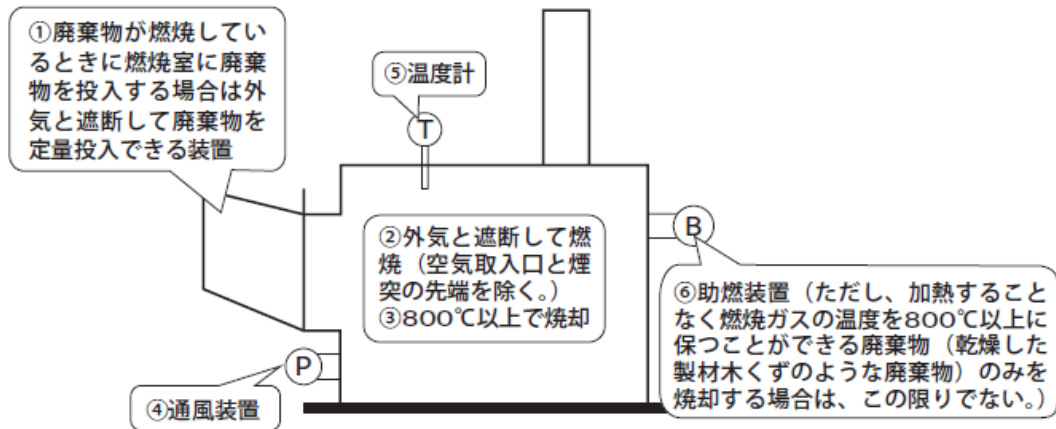
廃棄物の野外焼却(いわゆる野焼き)は、法律により禁止されています。

廃棄物を焼却する際には、法令で定められた構造基準を満たした焼却設備で処理基準に従って行う必要があります。

なお、平成14年12月1日から、施設規模の大小を問わず、全ての廃棄物焼却炉の構造の基準が強化されており、この構造基準を満たしていない廃棄物焼却炉や一般家庭の簡易なゴミ焼却炉などは使用が禁止されています。

平成14年12月1日以降の焼却炉の構造基準(平成16年12月10日一部改正)

①～⑥の基準が満たされていることが条件です。



これに違反して廃棄物を焼却した場合には、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金(又はこの併科)が科せられ、未遂も罰せられます。また、法人に対しては、3億円以下の罰金が科せられます。

また、不法焼却を目的として廃棄物の収集又は運搬をした場合には、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金(又はこの併科)が科せられます。

焼却禁止違反事件・検挙事例

建設会社従業員による型枠木くずなどの焼却禁止違反

建設会社Dの従業員Eが、会社の敷地内に設置したコンクリート製の簡易な囲い(縦約2m、横約2m、高さ約2m)を使用し、型枠木くずなど(約8m³)を焼却処分したため、焼却禁止違反で建設会社D(法人)と従業員Eが検挙された。

建材業者による木くずなどの焼却禁止違反

建材業者Fは、家屋解体工事に伴って排出された産業廃棄物である木くずや廃プラスチックなど約2トンを廃材置場に作った素掘りの穴(直径約9m、深さ約3m)で焼却処分したため、焼却禁止違反で検挙された。

焼却禁止の例外：

左義長、どんど焼き、農業者による稲わら等(廃ビニール等を除く)の焼却、たき火、キャンプファイヤーなどは直接罰則の対象となりませんが、処理基準違反として改善命令の対象となることがあります。

石川県 **不法投棄110番** おかしいな、と思ったら連絡を！

(076-225-1474)

石川県環境部廃棄物対策課 (2015.6発行)